横浜市高齢者生きがい活動促進事業費補助金交付要綱

制 定 平成30年6月1日 健地包第112号(局長決裁) 最近改定 令和5年3月31日 健地包第719号(局長決裁)

(趣旨)

- 第 1 条 この要綱は、横浜市高齢者生きがい活動促進支援事業実施要綱(平成30年6月1日健地包第 112号。以下「市実施要綱」という。)第3条に定める事業を実施しようとする者に対し、予算の 範囲内で交付する横浜市高齢者生きがい活動促進事業費補助金(以下「補助金」という。)について、厚生労働省が定める介護保険事業費補助金交付要綱、高齢者生きがい活動促進事業実施要綱(以下「国実施要綱」という。)、市実施要綱及び横浜市補助金等の交付に関する規則(平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定める
- 2 社会福祉法人に対する助成については、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第58条第1項及び社会福祉法人の助成に関する条例(昭和35年7月横浜市条例第15号)に定めるもののほか、この要綱に定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、この要綱において定めるもののほか、介護保険法(平成9年法律第123号)、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針(平成27年厚生労働省告示第196号)、地域支援事業実施要綱(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙)、国実施要綱、補助金規則及び市実施要綱の例による。

(補助対象団体)

- **第3条** 補助金の交付対象団体(以下「補助対象団体」という。)は、次の各号全てに該当する法人(事業開始までに法人格を取得する見込みのある団体を含む。)又は任意団体とする。
 - (1) 代表者又は役員が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者ではないこと
 - (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)でないこと。

法人にあっては、代表者又は役員のうちに暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。)に該当する者がいないこと。

法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当する者でないこと。

- (3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと
- (4) 市税を滞納していないこと
- (5) 公序良俗に反しない団体であること
- (6) 法人格を持たない任意団体の場合は、規約、会則等の定めがあり、責任者及び団体意志が明確であること

(補助事業)

第4条 補助事業は、補助対象団体が実施する横浜市高齢者生きがい活動促進事業とする。

(補助対象経費等)

- 第5条 補助対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業を実施するにあたり 必要とする経費のうち、設立準備等に必要となる備品費及び消耗品費とする。
 - 2 補助対象期間に使用できるものとし、次年度に繰り越すことはできない。
 - 3 補助金は、国、県及び市町村の他の補助金並びによこはまふれあい助成金等との事業内容、 収支及び使途を明確に区分できない場合には交付しない。

(交付の申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が定める期日までに「横浜市高齢者生きがい活動促進事業費補助金交付申請書」(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、補助対象団体が法人格を持たない任意団体の場合は、第7号及び第9号については添付を省略できるものとする。
 - (1) 団体概要書(第2号様式)
 - (2) 事業計画書(第3号様式)
 - (3) 収支予算書(第4号様式)
 - (4) 資金計画表 (第5号様式)
 - (5) 団体の役員等氏名一覧表 (第6号様式)
 - (6) 規約、定款その他これらに類する書類
 - (7) 法人の登記簿謄本
 - (8) 申請書を提出する日の属する前事業年度の決算書等
 - (9) 法人市民税の納税証明書の原本等
 - (10) その他市長が必要と認める書類
 - 2 補助金規則第5条第2項第2号に規定する書類は、財産目録及び貸借対照表等とし、同条同項第5号に規定する書類は、資金計画表(第5号様式)とする。

(交付の決定及び補助金の算定)

- 第7条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、国実施要綱の別紙様式を、神奈川県知事に提出し、神奈川県知事から内示を受理した場合には、補助金の交付額を決定し、「横浜市高齢者生きがい活動促進事業費補助金交付決定通知書」(第7号様式)(以下「交付決定通知書」という。)により申請者に通知するものとする。また、補助金の交付をしないことと決定したときは「横浜市高齢者生きがい活動促進事業費補助金不交付決定通知書」(第8号様式)により申請者に通知するものとする。
 - 2 補助金額は、100万円を限度額とし、千円未満の端数があるときはこれを切り捨て、予算の 範囲内で交付する。ただし、国実施要綱の別紙様式を、神奈川県知事に提出し、神奈川県知事 から介護保険事業費補助金不交付決定通知書を受理した場合には、補助金を返還しなければな らない。

(交付の時期)

- 第8条 補助対象団体等の資金状況等を勘案し、補助事業の完了前に補助金を交付しなければ、補助事業を実施できない場合は、補助金規則第17条の規定により、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。
 - 2 前項の規定により補助金を交付する場合は、概算払とする。

(申請の取下げの期日)

第9条 補助金規則第9条第1項に規定する補助金交付申請の取下げ期日は、申請者が第7条第1項に規定する交付決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日以内の日とする。

(申請内容の変更)

- 第10条 補助事業者は、事業内容を変更しようとするときは、「横浜市高齢者生きがい活動促進事業計画変更申請書」(第9号様式)を、すみやかに市長に提出しなければならない。
 - 2 補助金の交付決定額が変更となった場合は、「横浜市高齢者生きがい活動促進事業費補助金 交付変更決定通知書」(第10号様式)により、通知するものとする。

(実績報告)

第 11 条 補助金の交付を受けた補助事業者は事業終了後、市長が定める期日までに「横浜市高齢

者生きがい活動促進事業実績報告書」(第11号様式)(以下「実績報告書」という。)に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(第12号様式)
- (2) 収支決算書(第13号様式)
- (3) 領収書等経費の支出を証する書類の写し
- 2 補助金規則第 14 条第 5 項ただし書きの規定に基づき市長が必要と認める領収書等は、補助 事業等に係るすべての領収書等とする。
- 3 補助金規則第 14 条第 4 項の規定により添付を省略させることができる書類は、同条第 1 項 第 3 号及び同 5 号に規定する書類とする。

(補助金額の確定)

第12条 補助金の交付を受けた補助事業者に対する補助金規則第15条の規定による補助金額の確定の通知は、「横浜市高齢者生きがい活動促進事業費補助金交付額確定通知書」(第14号様式)により行うものとする。

(交付の請求)

第13条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求は、「横浜市高齢者生きがい活動促進事業費補助金交付請求書」(第15号様式)により行うものとする。

(決定の取消)

- 第14条 市長は、次のいずれかの事情が生じたときは、交付の決定の全部又は一部を取消すこと ができる。
 - (1) 実績報告書その他の書類を確認した結果、虚偽又は不正な手続によって補助金の交付を受けたものと認められるとき。
 - (2) この要綱及び実施要綱等に違反したとき。
 - (3) その他事業実施方法が不適当であると市長が認めたとき。
- 2 補助金の交付の決定の取消は、「横浜市高齢者生きがい活動促進事業費補助金交付決定取消通 知書」(第16号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返環)

- 第15条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、事業の当該取消しに係る部分 に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(廃止等の届出)

第 16 条 補助金規則第7条1項2号に定める廃止又は休止をしようとするときは、その廃止又は 休止の日の30日前までに、「横浜市高齢者生きがい活動促進事業廃止(休止)届出書」(第17号 様式)を市長へ提出しなければならない。

(警察本部への照会)

第 17 条 市長は必要に応じ申請者又は第 7 条の交付の決定を受けた者が、第 3 条第 2 号に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(財産の処分の制限)

第18条 補助金規則第25条に規定により市長が定める財産の処分の制限にかからなくなるために 必要な期間は、「補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、補助事業等により 取得し又は効用の増加した財産の処分制限期間 (平成20年厚生労働省告示第384号)」のとおり とする。

(情報公開及び関係書類の保存期間)

第19条 この要綱により補助金の交付を受けた事業に係る書類は情報公開の対象とし、補助金規 則第26条に規定する関係書類の保存に係る期間は、完結年度の翌年度の4月1日から起算して 5年間とする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第20条 補助事業者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第18号様式)に必要な書類を添付し、市長へ提出しなければならない。
- 2 前項に定める報告について、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、 一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で 消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を 行うものとする。
- 3 補助事業者は、第1項に規定する市長への報告を行った後、当該仕入控除税額分の補助金を市 に返還しなければならない。

(委任)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、健康福祉局長が別に 定める。

附則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年5月10日から施行し、令和元年度予算に係る補助金等から適用する。

附則

この要綱は、令和4年4月28日から施行し、令和4年度予算に係る補助金等から適用する。令和3年度予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

附則

この要綱は、令和5年3月31日から施行し、令和5年度予算に係る補助金等から適用する。令和4年度予算に係る補助金等については、なお従前の例による。